

## 全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会の廃止について（案）

### 1 廃止の趣旨

- がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）（以下「法」という。）において、審議会等で政令で定めるもの（厚生科学審議会）の意見を聴かなければならないとされた事項、その他がん登録等の推進に関する事項について調査審議するため、厚生科学審議会にがん登録部会が設置されている。
- また、法第17条第1項又は第21条第1項から第3項までの規定により、厚生労働大臣が全国がん登録情報又は特定匿名化情報を自ら利用しようとするとき、又は全国がん登録情報の提供を行おうとするときの審議等を行うため、全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）が設置されているところ。
  - ※ 部会については、厚生科学審議会運営規程（平成13年1月19日厚生科学審議会決定）第4条の規定により、部会の議決は、会長の同意を得て、厚生科学審議会の議決とすることができることとされているが、委員会については、こうした規定なく、審査委員会で審議した後、がん登録部会においても審議・議決する運用となっている。
- 今般、全国がん登録情報等の利用及び提供の申出から提供までの期間の短縮化等の観点から、審査委員会において審議等を行うとされている事項も含め、がん登録部会において一元的に審議する審査体制に見直すこととする。これに伴い、全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会は廃止する。

### 2 廃止時期

令和6年3月31日